

8.部活動について

(1) 活動時間

顧問の指導のもと、以下の時間まで活動できます。

① 平日

ア 校舎内（普通教室棟・特別教室棟・管理棟・昇降口棟）

- ・18：00まで活動できます。校舎の施錠を完了する18：10 までには校舎外に出てください。
- ・特別な理由がある場合は、18：30まで活動することができます。その際は、当日の16：30までに教務室と校用技師室に「居残り届」を提出してください。

イ 校舎外

- ・18：30まで活動できます。19：00までには校外へ出てください。

② 休日

- ア 8：00から17：00まで活動できます。
イ 校舎内を使用する場合は、前日の16：30までに教務室と校用技師室に「居残り届」を提出してください。

③ 始業前

- ア 7：45～8：25まで活動できます。

- (2) 部活動は1週間に平日1日、土日のどちらかは休養日を設けるようにしましょう。
- (3) 定期考査前1週間、考査期間中は原則として活動することができません。
- (4) 部室について
- ① 貴重品を置かないようにしてください。また火気を持ち込むことはできません。
- ② 下校時刻以降、居残らないようにしてください。
- ③ 整理整頓に心がけてください。
- ④ 部室は無人の場合は必ず施錠するようにしてください。